

公益社団法人日本スカッシュ協会運営規則の一部変更

2025/5/18付

運営規則変更の新旧対照表

| 新（変更後） | 旧（変更前） |
|--|--|
| <p>（専門委員会）</p> <p>第11条</p> <p>1 事業遂行に必要な専門的事項を処理するため次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。</p> <p>① 規則公認委員会 ② 選手強化委員会 ③ 競技委員会 ④ レフリー委員会 ⑤ 総務委員会 ⑥ 地区支部委員会 ⑦ マーケティング委員会 ⑧ 学連委員会 ⑨ 科学委員会 ⑩ アジア競技大会準備委員会 ⑪ WMG2027関西準備委員会</p> | <p>（専門委員会）</p> <p>第11条</p> <p>1 事業遂行に必要な専門的事項を処理するため次の専門委員会をおき、所管事項について立案・審議し、理事会の承認を得た上でその内容を実施する。</p> <p>① 規則公認委員会 ② 選手強化委員会 ③ 競技委員会 ④ レフリー委員会 ⑤ 総務委員会 ⑥ 地区支部委員会 ⑦ マーケティング委員会 ⑧ 学連委員会 ⑨ 科学委員会 ⑩ アジア競技大会準備委員会</p> |
| <p>（WMG2027関西準備委員会）</p> <p>第22条 WMG（ワールドマスターズゲームス）2027関西準備委員会の事項を所管する</p> <p>①ワールドマスターズゲームス2027関西の準備及び実施に関すること。 ②組織委員会との連携に関すること。</p> <p>*追加</p> | |
| <p>第23条 第24条 第25条 第26条 第27条</p> | <p>第22条 第23条 第24条 第25条 第26条</p> |
| <p>第28条</p> | <p>第27条</p> |
| <p>（令和7年6月1日改訂理事会決議）*追加</p> | |